

# 山村振興法の一部を改正する法律の概要

## 1 背景

- ・ 山村は、所得の低迷や雇用機会の減少等から人口減少や高齢化の進行が顕著。
- ・ 地域が支える山村の有する多面にわたる機能の発揮に支障を来すおそれ。



- ① 地域内発的な産業振興を推進し、山村の所得と雇用の確保を図る
- ② 介護サービスの確保等を促進し、住民の福祉の向上を図る  
ことにより、山村における定住等を促進することが必要。

## 2 基本理念

- ・ 山村の振興は、山村の有する多面にわたる機能が十分に発揮され、国民がそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図ることを旨として、行われなければならない。
- ・ 山村の振興は、産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業の機会の創出、住民の福祉の向上等による山村における定住の促進を図ることを旨として、行われなければならない。 (第2条の2)

## 3 期限の延長

- ・ 法期限を10年間延長（平成37年3月31日まで）。

## 4 目的規定の充実

- ・ 目的に「山村の自立的発展の促進」、「山村における定住の促進及び山村における人口の著しい減少の防止」等の文言を追加。 (第1条)

## 5 地域内発的な産業振興及び住民の福祉の向上に関する施策の促進

- ① 山村振興基本方針、山村振興計画等の規定事項に、「地域資源の活用による特産物の生産の育成」といった地域内発型の産業振興の推進等に係る規定及び「介護サービスの確保」といった住民の福祉の向上に係る規定を追加。 (第3条、第7条の2、第8条)
- ② 山村振興計画に産業振興施策の促進に関する事項を記載できることとし、当該事項を記載して地域内発型の産業振興を図ろうとする市町村を支援するため、税制特例措置（割増償却）等を措置。 (第8条～第8条の9、第13条)
- ③ 市町村等への交付金に関する規定を新設し、「地域資源の活用による特産物の生産の育成等による産業の振興に係る取組を推進する事業の実施に要する費用に対する助成等の措置を講ずるものとする」旨を規定。 (第10条第2項)

## 6 その他

- ① 定義規定の「産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣っている山間地」という文言を「産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない山間地」に変更。 (第2条)
- ② 国及び地方公共団体の配慮規定として、「介護給付等対象サービス等の確保」、「教育環境の整備」、「再生可能エネルギーの利用の推進」を追加。 (第19条の2ほか)